

独占禁止法と自主規制との関係について

平成 22 年 2 月 17 日

・独禁法と本協会の関係

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独禁法」という。）は、事業者団体が競争制限的な又は競争阻害的な行為を行うことを禁止（同法第 8 条）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

〔定義〕

第二条（略）

この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

- 一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団
- 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体
- ～（略）

〔禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

本協会は、証券取引法の規定に基づいて設立された団体として独禁法の適用を除外されていたが、1999 年（平成 11 年）7 月より、独禁法の適用を受ける事業者団体となっている。

・事業者団体ガイドライン

公正取引委員会は、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（以下、「事業者団体ガイドライン」という。）を公表し、独禁法第 8 条各号について説明。

事業者ガイドラインの中で示されている、自主規制における競争阻害性の有無等についての考慮要素は、次のとおり。

競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか。

事業者間で不当に差別的なものではないか。

社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか。

「社会公共的な目的」の範囲は、環境の保全や安全の確保等に限られ、極めて限定的に解釈されている。

自主規制等の実施に当たり、構成事業者からの意見聴取、需要者や第三者等との間での意見交換や意見聴取が適切に行われることが望ましい、とされている。

自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独禁法上問題となるおそれがある、とされている。

本協会は、金商法により、法令や自主規制規則等に違反した協会員を処分する旨を定款に定めることを義務付けられており（同法第 68 条の 2）また、本協会が協会員に対する処分権限を行使していない場合には内閣総理大臣により処分される可能性がある（同法第 74 条第 1 項）

金融商品取引法

（協会員に対する処分等）

第六十八条の二 認可協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者が、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該認可協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協會員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員解任等）

第七十四条 内閣総理大臣は、認可協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該認可協会の定款その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員、金融商品仲介業者若しくは店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために認可協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

2 （略）

・「新しい金融の流れに関する懇談会」（1997年（平成9年）7月～1998年（平成10年）6月）における議論

1 「論点整理」における記述

自主規制と独禁法との関係については、「自主規制機関が公平かつ効率的に機能するためには、（中略）(b)自主規制機関の機能・役割と独占禁止法との関係、特に、法律に根拠がない団体による業務に対する独占禁止法の適用に関する問題（中略）といった課題を解決する必要があるのではないか。」と問題提起。

2 自主規制と独禁法との関係に関する議論

自主規制団体について法律上明確に位置付けられており、自主規制の内容が市場形成やその円滑な運営、公正な価格形成等を目的としており、法令上の根拠や所管官庁によるチェック等により自主規制の内容や運用の合理性が担保されていれば、自主規制団体の活動が独禁法との関係で問題となることは通常ないものと考えられる。

事業者を構成員とする自主規制団体である限り、独禁法との衝突の可能性は否定できず、独禁法の規制の下で、緊張感を持ちつつ実効的な自主規制を行う方策を探るべき。

自主規制団体が業界団体としての活動も行っているのであれば、機能的又は組織的に分離していくことが考えられる。

既存の業態ごとの団体では、他業態で同種の業務を行う事業者がカバーされないとともに、新規参入を阻害する恐れがなくもない。

伝統的には独禁法は事業者団体の行為にかなり慎重に警戒して扱う立場である。

他方で、行政が法令で詳細な規定を定めることが新しい商品やサービスの登場を妨げる恐れを考えると、自主規制というかたちで柔軟・迅速にルールを定めていくことをネガティブに考えることは必ずしもよくない、と考える。

自主規制団体又は事業者団体に調査権限や規制権限を付与する正当化事由や合理的理由はあまり見出せない（人員や専門知識の面で公的機関では賄いきれないために自主規制機関に任せるとするのが唯一の正当化理由）。

強制加入又は任意加入のもとで契約に基づく権利や受忍義務の設定により自主規制を実施することは、独禁法との関係で慎重さが求められる。

「やり方によっては」民規制と言われるような、公平さに疑問がもたれるという問題が生じかねない。

自主規制機関は行政による監督が働いており、また自主規制機関自身が店頭市場を含めて証券市場を持っているので、マーケットの現場を知っている仲介業者の創造性を利用した一つの間接規制とでも言え、民規というものではないのではないか。

民間機関か公的機関かというよりは、執行過程や結論に至る過程をどのように公開して、説得力や透明性を持たせていく努力をしているかどうかにかかっているのではないか。

・ 海外における独禁法と自主規制との関係

1 アメリカ

(1) 規制産業に対する連邦反トラスト法の適用

証券・商品の取引所や金融等、連邦行政機関に規制されている行為の多くは、連邦反トラスト法の適用対象から除外されていると考えてよい。

もっとも、反トラスト法の適用対象から除外されるのは連邦行政機関の規制に服する行為の限りである。

(2) 1934年証券取引所法における証券業協会に対する競争制限の観点での監督

1934年証券取引所法は、国法証券業協会として登録されるための要件として、協会の規則が「競争に対し」本法の目的を推進するのに不必要または不適當な負担を課していないことを求めている。

同法は、SEC は、自主規制機関による会員に対する懲戒上の制裁や新規加入申請に当たっての加入拒否等が「競争に対し」不必要もしくは不適當な障害を課しているか過重・過酷であると認定するときは、その制裁や処置を取り消したり制裁の短縮・軽減を要求することができる、としている。

反トラストの法や原則の証券取引所や証券業協会への適用が、裁判所というよりはむしろ、これらに対する SEC による審査において行われていると言える。

(3) 1998 年の連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) 委員長講演における自主規制に対する評価

競争制限的でない自主規制を評価する姿勢を打ち出した。

自主規制には競争制限に向かう誘因があり、自主規制が競争制限的、過度、不必要なものにならないようにしなければならない。

その一方で、安全性や品質の向上、製品に対する消費者による理解や信頼や評価可能性の向上、職業上の倫理基準の策定や違反者に対する懲戒を通じての評価の向上、違法ではないが不適切な行為の抑止といった点で、自主規制のメリットがある。

反トラスト法の下で自主規制基準が認められるかどうかの要因の一つは任意性にある。

しかし、任意の規制ばかりでは消費者保護や自主規制の目的の達成に効果的ではなく、自主規制の強制は反トラストの厳しい監視を受けることになるとした最高裁の指摘も、協会が強制の仕組みを導入することを避けるべきであるということの意味しているのではない。

2 イギリス

金融サービス市場法は、FSA の公正取引担当常務理事が規制をレビューし、競争制限的な効果が認められる場合は報告書を作成して財務省や競争委員会 (the Competition Commission) 等に報告する義務を定めている。競争委員会による調査の規定も設けられている。

公正取引庁 (Office of Fair Trading: OFT) は、2003 年 11 月から 2004 年 3 月にかけて、金融サービス市場法に競争制限的な要素がないか審査。その結論は、次のとおり。

金融サービス市場法はそれがカバーする業務や市場に明らかに反競争的な影響を持つとの兆候は得られなかった。

市場集中や参入障壁が高いと認められる市場があったが、これは金融サービス市場法によりもたらされるものではなく、市場の特徴によるものである。

コンプライアンス・コストが小さい業者の新規参入を妨げたり業者統合に導く兆候があり、同様に、金融サービス市場法が FSA にルール of the 制定及び執行の権限におけるかなりの裁量を与えると FSA ルールから反競争的な効果が生じかねな

い。

反競争的な効果を防止したり制限するために金融サービス市場法において設けられた競争審査の仕組み 特に FSA の意思決定におけるコスト・ベネフィット分析の役割と FSA のルールや決定に対する審査における OFT の役割 の重要性を見出すとともに、これらはさらなる調査のトピックになり得る。

以 上